

平成26年6月17日

枚方市議会議長
鷺見信文様

総務常任委員会
委員長 榎田義則

総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成26年6月17日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
諮問第1号	行政財産の使用許可に係る異議申立てについて	本件異議申し立てを棄却することが適当であると意見すべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 労働組合活動の主たる目的について
- ・ 本市が組合事務所の使用料を徴収することによる社会的影響について
- ・ 他の地方自治体及び民間企業における組合事務所の使用料徴収状況について
- ・ 組合事務所の使用料を徴収する際の労使交渉及び事前合意の必要性について
- ・ 大阪府都市職員共済組合の加入対象について
- ・ 枚方市職員会館の位置付けについて
- ・ 本件異議申立人である本市職員団体の加入者数について
- ・ 本件異議申し立てに係る行政財産使用料の徴収決定に至るまでの経過について
- ・ 本件異議申し立てに係る行政財産使用料の算定根拠について

2. 討論要旨

[広瀬ひとみ委員]

本件異議申し立ての棄却に反対する立場で討論させていただきます。

今回の諮問内容については、労使間で十分協議されるべきものであり、本来、議会が判断を下すべき内容ではないと考えます。しかし、地方自治法の手続により諮問されましたので、以下、意見を述べさせていただきます。

職員会館は、職員の厚生施設であり、一般市民の利用に供さない施設であることから、無償のままでは差し支えないと判断します。

社会情勢の変化から使用料の請求に至ったとのことですが、今、多くの労働者は、未組織の労働者です。このような状況の中、ブラック企業がはびこり、社会的問題に至っています。こうしたことから、組合の健全な発展が日本社会では求められており、団結権は、当然、保障されなければなりません。

自治体の労働組合事務所が有料化される動きが少しずつ広がっていますが、まだ多くは無償で提供されているのが現状です。それは団結権の保障として、これまで日本社会の中で一般に定着していたからで、有料化の動きが民間にも広がることについて、大きな懸念を抱くものです。

そもそも、自治体の労働組合は、自らのためだけにあるのではなく、地域住民の幸福のために力を尽くす役割を担っています。憲法を守る公務員だからこそ、人々の幸福を侵害する動きに反対の声を上げ、連帯し、闘うことができます。市民のための組合としての市職労の役割を考えるならば、事務所の無償提供も納得できるものです。

よって、異議申し立てを認め、十分に協議されることを求め、討論といたします。

[大地正広委員]

本委員会に付託された諮問第1号 行政財産の使用許可に係る異議申立てについての採決に当たり、本件異議申し立てを棄却することが適当であると意見すべきとの立場から討論を行います。

まず、異議申立人は、長年、市が無償貸与してきた組合事務所について、突然、高額の使用料を請求することは憲法第28条が保障する団結権を空洞化するものとして許されないと主張しています。

しかし、組合事務所がある職員会館は、地方自治法第238条で規定する行政財産であり、市は、その目的外使用に際し、行政財産使用料条例及び同条例施行規則に基づき使用料を決定したものです。

また、目的外使用許可は従来と同様に行われていることから、事務所の確保、使用の点からは異議申立人に支障は生じておらず、今回の使用料の徴収は、団結権の侵害を意図して行われたものではないと考えます。

さらに、使用料の徴収については、以前から市と職員団体との間で議論になっていたと認められることから、異議申立人が主張するような突然の請求とは考えられません。

したがって、使用料を徴収することについては、違法性や不当性はないものと考えます。

次に、2つ目の理由として、異議申立人は、職員会館建設の目的と経緯に鑑みると、使用許可条件に使用料の支払いを付することが許されないと主張しています。

しかし、行政財産の目的外使用許可を行う場合には、行政財産使用料条例に定められているとおり使用料を徴収することとなっており、その使用料の額や減免の対象等については、諸般の事情を考慮して決定することとされています。

さらに、行政財産使用料を免除する場合については、個別具体的な検討を十分に行った上で決定すべきであることを明確にするため、平成26年2月に行政財産使用料条例施行規則を改正しています。

その上で、市は、職員団体の活動目的の一つが職員の福利厚生の上昇であることを踏まえ、減額割合を5割としたものであり、この決定は関係条例及び規則に基づき行われたものであることから、裁量権の逸脱や乱用はないものと考えます。

次に、3つ目の理由として、異議申立人は、職員会館の使用料の算定方法について、旧共済組合が解散時に分配した金額のすべてを使用料の算定基礎から除外すべきと主張しています。

しかし、市は、使用料の算定に当たって、職員会館の建設経費に旧共済組合の解散時分配金を積み立てた職員会館基金が充てられていた経緯を踏まえ、建物価額から職員負担相当分を除外していることから、当時の事情が一定考慮されているものと考えます。

このように、異議申立人の主張は十分に考慮されており、使用料の算定方法につ

いても、その適否はさておき、特に問題はないものと考えます。

以上のことから、本件異議申し立てには理由がなく、これを棄却することが適当であると考えるところです。

なお、本件は、法律上、市議会に諮問されたものではありませんが、本来、労使間の協議により解決を図ることが望ましい問題であると考えます。今後は、労使協議に努められますことを最後に申し添えまして、討論といたします。